

令和 7 年度
知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務 C
プロポーザル募集要領

令和 7 年 2 月 3 日

知立市観光協会

目次

第1 募集の内容

- 1. 業務名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 業務期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 費用の上限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2 プロポーザルに係る事項

- 1. プロポーザル参加の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 企画提案書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 知立駅周辺賑わいづくり事業に関する企画提案・・・・・・ 5
 - (2) 業務の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. プロポーザルの手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 募集要領等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 質問事項の受付、回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) プロポーザル参加申込書の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (5) 企画提案書等、書類の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (6) プロポーザル参加に際しての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (7) 見積書作成に当たっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3 評価に関する事項

- 1. 評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. プロポーザル選定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 開催日時・場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 企画提案の所要時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 当方で準備できる資材等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (5) 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. プロポーザル評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4. 契約候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 優秀提案者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 提案者が1者又はない場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 複数の同得点者が生じた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 最低基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5. 評価結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第5 業務の適正な実施に関する事項

- 1. 業務の一括再委託の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 個人情報保護(市の規定を準用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

- 1. 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. その他の事由により業務の継続が困難となった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第7 不当介入における通報義務	
1. 妨害又は不当要求に対する通報義務	9
第8 問い合わせ先	9
別表 プロポーザル評価基準	10

令和7年度 知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務C プロポーザル募集要領

知立市観光協会は、知立駅周辺一帯の「賑わいの創出」、「ホスピタリティの向上」、「官民連携の強化」に取り組むため各種事業を実施しています。

今般、知立駅周辺土地地区画整理事業内の公共空間を利用し、知立市や知立駅周辺の魅力の向上や新たな来訪者を増やすとともに、地域の回遊性を高め周辺店舗等への波及効果が期待できるイベント等の開催を実施するにあたり、プロポーザル(企画提案)方式により委託先を選定することとします。

委託先選定は令和6年度中に実施しますが、令和7年度事業のため、予算成立を事業実施の条件とします。

この募集要領は、委託業務の内容、プロポーザルに当たっての参加要件及び選定手続き等を定めたものです。

第1 募集の内容

1.業務名

令和7年度 知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務C

2.業務の概要

別添「令和7年度 知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務仕様書」のとおり

3.業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4.費用の上限

810千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

第2 プロポーザルに係る事項

1.プロポーザル参加資格の要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- ① 市内に本社、本店又は支店、営業所等の活動拠点を置いている法人又は個人であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと(同法第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- ③ 業務の種類に応じ、知立市入札参加者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない場合でも、次の要件を満たしていれば参加資格を有することとします。
 - ア 法人(個人)概要書(様式3)、誓約書(様式4)を提出し、契約者候補者となった際には当該様式の内容を確認できる書類等の提出について承諾すること。
- ④ 参加申込書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領による入札参加資格停止を受けていないこと。
- ⑤ 令和7年度知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務A及びBのプロポーザル審査に申込していないこと。
- ⑥ 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成23年11月1日施行)に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑨ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

と。

2.企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本産業規格 A4縦型(一部 A3判資料折込使用可)とし、参考・説明資料を含め30ページ(両面印刷可)までとします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意の様式で添付することができます。

留意点として、知立市、知立市観光協会と調整のうえ、実現可能な提案としてください。

(1)知立駅周辺賑わいづくり事業に関する企画提案

- ① イベント名(ふさわしいイベント名)を提案してください。
- ② イベントの内容(主に青少年健全育成を推進する事業)
- ③ 物販等の内容
- ④ 広報活動(計画)

(2)業務の実施体制

- ① 本業務に類する事業の実績(実績がある場合に記入)
- ② 本業務の実施体制(人員体制、スタッフの経歴等)
- ③ 本業務の実施責任者の能力(経歴等)

3.プロポーザルの手続き等

(1)スケジュール

①募集要領等の公開・掲示	令和7年2月3日(月)～2月28日(金)正午
②募集要領等に関する質問受付	令和7年2月3日(月)～2月14日(金)
③プロポーザル参加申込受付	令和7年2月3日(月)～2月28日(金)正午
④プロポーザル企画提案書受付	令和7年2月3日(月)～2月28日(金)正午
⑤プロポーザル選定委員会	令和7年3月25日(火)
⑥評価結果の公表・通知	令和7年3月31日(月)までに

(2)募集要領等の配布

- ① 配布期間 令和7年2月3日(月)～2月28日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・及び祝日を除く。)
※ただし2月28日(金)は正午まで
- ② 配布場所 知立市観光協会事務局(知立市役所2階市民部経済課商工観光係内)
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
※募集要領等は、知立市ホームページに掲示します。
知立市経済課：<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/shimin/keizai/index.html>

(3) 質問事項の受付、回答

- ① 受付期間 令和7年2月3日(月)～2月14日(金)午後5時15分(必着)
- ② 提出方法

質問は書面(別紙1)を、知立市観光協会事務局まで持参又はファックス、電子メールにより提出してください。ファックス又は電子メールの場合はその旨を電話にて連絡してください。提出先等については、「第8問い合わせ先」を参照してください。(電話での質問は不可)

③ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、知立市ホームページ上にて公開します。

知立市経済課：(<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/shimin/keizai/index.html>)

(4)プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間 令和7年2月3日(月)～**2月28日(金)正午(必着)**

② 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を、知立市観光協会事務局(知立市役所市民部経済課商工観光係内)まで必ず持参してください。提出先等については、「第8問い合わせ先」を参照にしてください。

受付は、土・日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(**最終日の2月28日(金)は正午まで**)とします。

(5)企画提案書等、書類の受付

① 受付期間 令和7年2月3日(月)～**2月28日(金)正午(必着)**

② 提出書類、提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

(※企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は添付すること。様式任意)

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

ウ 法人(個人)概要書(※知立市入札参加者名簿に登載されていない場合のみ)・・様式3

エ 誓約書(※知立市入札参加者名簿に登載されていない場合のみ)・・・・・・・・・・様式4

③ 提出部数

6部(正本1部、副本5部。ただし、参考・説明資料含む。)

④ 提出方法

知立市観光協会事務局(知立市役所市民部経済課商工観光係内)宛てに**必ず持参**してください。

受付は、土・日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(**最終日の2月28日(金)は正午まで**)とします。

⑤ その他

プロポーザル選定委員会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。選定委員会で追加資料の配付は認めません。

(6)プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません(軽微なものを除く)。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等はすべて企画提案参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 企画提案参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、知立市情報公開条例(平成13年9月26日条例第28号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、2月28日(金)の正午までに、辞退届(様式自由)を知立市観光協会事務局に持参してください。

(7)見積書作成 に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の総額を記載してください。なお、上記「第1募集の内容」に記載した費用の上限を超える見積書を提出した提案者は失格とします。

(8)関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

知立市観光協会事務局(知立市役所市民部経済課商工観光係内)

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

TEL:0566-95-0125(ダイヤルイン)

FAX:0566-83-9765

E-mail:keizai@city.chiryu.lg.jp

(注意1) 質問事項は、ファックス又は電子メールでも提出可能ですが、その場合は届いているかどうかの確認の電話を観光協会事務局まで行ってください。

(注意2) 電子メール送信の際は、件名に「知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務」と記載してください。

第3 評価に関する事項

1.評価方法

評価は、別に定める委員により組織された「知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務」プロポーザル選定委員会が行います。

なお、受託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

2.プロポーザル選定委員会

(1)開催日時・場所

令和7年3月25日(火)

※日時・場所については、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2)企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間以内

評価委員からの質疑 10分間程度

(3)出席者

1提案につき3名以内

(4)当方で準備できる資材等

- ① プロジェクター、スクリーン
- ② HDMIケーブル(長さ5m)
- ③ 会場の電源、コードリール

(5)注意事項

- ① プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ② 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

3.プロポーザル評価基準

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

4.契約候補者の選定

上記評価基準について、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価委員が評価・採点します。

(1)優秀提案者の決定方法

各委員の採点の総合計を各提案の点数とします。総合計の点数により順位を付し、優秀提案者を選定します。

(2)提案者が1者又はない場合の取扱い

応募者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がない場合には再度公募を検討します。

(3)複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再評価を行い、順位を決定します。再評価においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定します。

(4)最低基準

各評価項目の評価内容に基づいて採点し、総評価点の60%以上であることを最低基準とします。

5.評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、知立市ホームページ上で審査結果(受託候補者名・評価点数)を公表します。

知立市経済課：(<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/shimin/keizai/index.html>)

第4 契約の締結

選定した契約候補者と知立市観光協会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、採用になった案について、協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と知立市観光協会との間で仕様書の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において評価会議構成員の評価点の合計が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1.業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

2.個人情報保護(市の規定を準用)

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、知立市個人情報保護条例（平成 13 年 9 月 26 日条例第 29 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3.守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

知立市観光協会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1. 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、知立市観光協会は契約を解除できます。この場合、知立市観光協会に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2.その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、知立市観光協会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 不当介入における通報義務

1.妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

第8 問い合わせ先

知立市観光協会事務局(知立市役所市民部経済課商工観光係内) 担当:清水、下平
〒472-8666 知立市広見三丁目 1 番地
TEL:0566-95-0125(ダイヤルイン)
FAX:0566-83-9765
E-mail:keizai@city.chiryu.lg.jp

プロポーザル評価基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計(委員5名:満点500点)により算出する。

なお、委員の採点数の合計が60%以上(300点以上)であることを最低基準とする。

	評価項目及び評価内容
1.企画の妥当性(60点)	
①企画内容の適切性 (20点)	企画内容は、名鉄知立駅周辺を取り巻く状況や課題をふまえ、集客効果及び回遊性を高めるための独創性、創意工夫、具体性があり、開催時期も含め、効果が見込めるものか。
②企画内容の魅力 (10点)	青少年健全育成を推進する魅力あるイベントの内容となっているか。
③広報計画 (20点)	イベント内容が効果的に伝わり、集客が促進されるよう、広報手段が工夫されているか。
④安全・衛生対策 (10点)	安全・衛生対策が講じられた装飾及び企画・運営となっているか。
2.企画の実現性の有無(40点)	
①事業実施の能力 (10点)	本事業に類する事業の実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。
②経営基盤 (10点)	本事業を適切に履行できるための安定した経営基盤を有しているか。
③事業費の妥当性 (10点)	本事業費の積算は、イベントを実施する上で、科目や金額が妥当なものとなっているか。
④事業の実施体制 (10点)	イベントスタッフは、イベントを適切に実施するための知識や経験等を持っているか。また、イベントの実施に必要な人員が確保されているか。